

研究所 月報 2025.8

改正育児介護休業法

始業時刻等変更+短時間勤務制度が最多

今年は4月と10月に育児介護休業法の改正が行われますが、先日、労務行政研究所では、その対応状況に関する調査を実施し、その結果を公表しました。本日はそのポイントを見ていくことにしましょう。

今回の法改正でもっとも対応に苦慮するのが、10月施行の「柔軟な働き方を実現するための措置」です。これは、3歳から小学校就学前の子を養育する従業員に対して、以下の5つの選択肢の中から2つ以上の措置を選択して講じることが求められています。

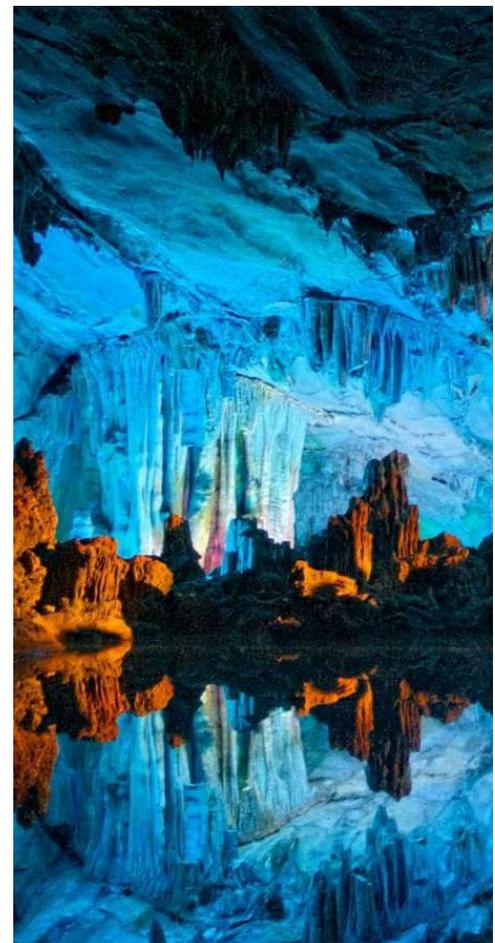
- 【1】 始業時刻等の変更
- 【2】 テレワーク等
- 【3】 保育施設の設置運営等
- 【4】 養育両立支援休暇の付与
- 【5】 短時間勤務制度

実際の措置の組み合わせについては以下が上位となっています。

【1】 始業時刻等の変更+ 【5】 短時間勤務制度	43.4 %
【1】 始業時刻変更+ 【2】 テレワーク+ 【5】 短時間勤務制	24.7 %
【1】 始業時刻等の変更+ 【2】 テレワーク	7.7 %
【4】 養育両立支援休暇の付与+ 【5】 短時間勤務制	6.4 %
【2】 テレワーク等+ 【5】 短時間勤務制度	3.4 %

このように【1】 始業時刻等の変更+ 【5】 短時間勤務制度の組み合わせが群を抜いて多いという結果となっています。なお、このテーマについては弊社においても4月に社会保険労務士を対象に実施（回答数144件）し、同様の結果が出ています。

この「柔軟な働き方を実現するための措置」は5つの選択肢があっても、職種特性などにより実際には選択できない項目があり、現実的には3つくらいの中から2つを選択し、措置を行うというような状況がよく見られます。早めに議論を行い、10月の施行に備えましょう。



10月以降の健康保険の被扶養者（19歳以上23歳未満）認定

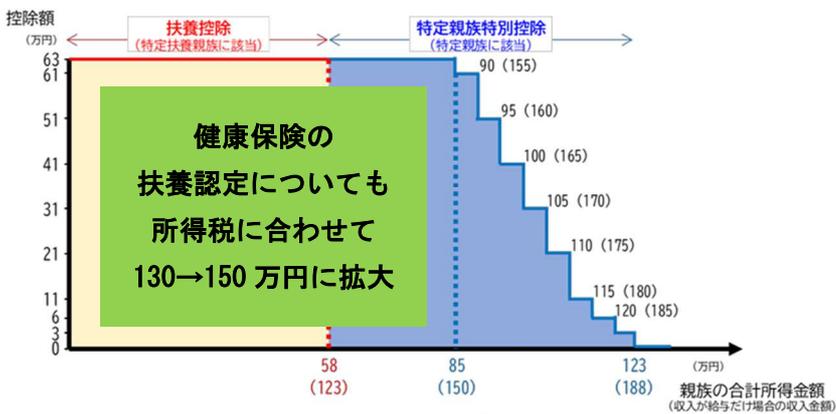
6月号の記事「学生アルバイトの社会保険の扶養基準 年収150万円まで拡大へ」で方向性の検討とされていた、19歳以上23歳未満の人の健康保険の認定対象者の年間収入について、現状、年間収入に係る認定要件の額が現状130万円未満であるところ、認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うことが正式に決定しました。

この取扱いは2025年10月1日から適用されることになっています。

厚生労働省からは、関係各所に向けた通達が発出され、通達とともに取扱いに関するQ&Aが公表されています。そのQ&Aでは、年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定については、所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在で行うと示されています。

例えば、2026年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、2026年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。その後、2030年10月に23歳になるため、2030年（暦年）における年間収入要件は130万円未満に、いわば戻ることとなります。18歳であっても年間収入を150万円で判断することや、22歳であっても年間収入を130万円で判定することがある点に注意が必要になります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】

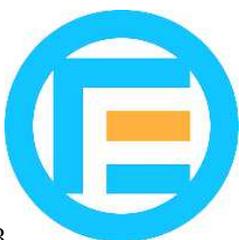


ひらたコラム

広島で活動する自転車プロチーム「ヴィクトワール」の方と知り合いになったので、ちょうど近所で開催されたロードレースを観戦してきました。

7月初旬の炎天下の中、公道を閉鎖したフラットなコースを40分間も休まずに自転車をこぎ続けるという耐久レースでしたが、日本中からたくさんのチームが参戦していて、自転車のアツさを感じたレースでした。以前観に行ったトライアスロンといい、鉄人クラスの間が世の中にはたくさんいるんだなあ…。

そんな私は数年前から「夏は何やっても暑い」というクレーバーな結論に至り（気づくの遅め）、夏はバイクや自転車の類から距離を置くことにしています。そのおかげで最近では快適な夏を過ごしていますよ。元々インドア仕様ですしね！



発行／2025年7月31日 第159号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

